

極地方・熱帯地方を含めた海洋・大気のグローバル観測データが整備されるようになり、また、大気・海洋・陸水・雪氷などから構成された気候システムの振る舞いをコンピュータにより再現できるモデルが作られつつあります。さらに、雲・放射・境界層などの諸過程は今までも重要視されてきましたが、その支配的な役割が一層深く認識されて、その役割を具体的に実験観測等によって確かめる事ができるようになってきました。特に、海洋と大気との大規模なスケールでの相互作用も、エルニーニョ・南方振動(ENSO)という具体的な現象として認識されるようになりました。

乱流場でのレイノルズ-ストレスは、風速変動の非線

型性によるものである事は周知の事であり、気候は大気・海洋などの統計的特性でありますので、当然、レイノルズ-ストレスと同様に、気候システムの構成要素それぞれ自身の内部および要素間の非線型性に起因した特性を持っている筈です。今後の気候変動の研究においては、この非線型の力学特性が、重要な問題の一つとなると考えられます。このような認識は、古くからの問題である気候変動の研究が、新しい学問分野の確立を必要としている事を意味しています。気候変動国際協同研究計画(WCRP)の研究を実施するに際して、大気のみならず海洋・陸水・雪氷等との非線型相互作用を含めた新しい学問分野の確立を期待したいと考えます。

気象集誌編集委員会からのお知らせ

気象集誌編集委員会では、気象学会の共有財産である掲載論文の著作権の統一的運用を可能にし、かつ学術・教育分野での積極的活用を促進するために、理事会の承認を得て以下の条項を投稿規定に加えることとしました。

1. 集誌に掲載された論文、要報と質疑(以下、論文等と称する)の著作権は日本気象学会に帰属する。
2. 集誌に掲載された論文等の全部または一部を他の出版物に転載、翻訳、あるいはその他の利用をする場合は、日本気象学会の書面による利用許諾を得たうえで出所明示(出典を明かにする)して利用しなければならない。
3. 利用者による学説の展開、および気象学の教育または普及に関する著作の中で、集誌に掲載された論文等の一部を出所明示のうえ引用する場合は、前項の規定に拘らず利用許諾の申請は不要とする。

この規定の実施に伴い、1987年発行の65巻第1号より各論文の冒頭頁に著作権の所属を示す「©年号, Meteorological Society of Japan」の表示が印刷されます。な

お以下に著作権の運用にあたっての注意事項をいくつか述べてみます。

- *著作権の対象には論文等の文章、図面、数表などが含まれます。
- *「一部」の引用とは、他の著作の文章の短い抜粋、図表のいくつかを自分の著作の中に取り入れることです。論文のアブストラクトを全文引用するなどは「一部」とはなりません。また他の論文の図表だけを全部集めて、これに自分の解釈をつけたものも同様です。
- *「一部」であっても学術・教育・普及以外の用途、例えばある図面を商業用イラストとして利用するなどは、許諾申請の対象となります。
- *著作者には経済的権利としての著作権の他に、著作者の人格を守る著作人格権があります。これは著作者に専属する権利であり、著作権の帰属にかかわらず他人が著作者の同意を得ないで著作物の氏名表示を変更したり、タイトルや内容を変更することは許されません。